

● 保育所 ■ 認定こども園 ● 小規模保育事業所 ◆ 認可外保育施設

教育・保育施設MAP

預ける

保育所

- 1 西部乳児園
- 2 プチハウス
- 3 みどり乳児園
- 4 松ヶ岬保育園
- 5 明星保育園
- 6 山上保育園
- 7 興道東部保育園
- 8 興道南部保育園
- 9 興道北部保育園
- 10 米沢中央保育園
- 11 塩井保育園
- 12 森の子園保育所
- 13 そらいろ保育園
- 14 公立緑ヶ丘保育園
- 15 公立吾妻保育園

認定こども園

- 1 かしのみ幼稚園
- 2 ひばりが丘幼稚園
- 3 米沢西部こども園
- 4 米沢こども園
- 5 戸塚山こども園
- 6 米沢中央幼稚園
- 7 興道こども園どんぐり

小規模保育事業所

- 1 さくら保育園
- 2 あゆみ園

認可外保育施設

- 1 おのがわ保育園ドレミ館
- 2 やまびこ園
- 3 おひさまえん
- 4 青空保育たけの子

企業主導型保育事業所

- ★ キッズピーパル



★ 企業主導型保育事業所 ♥ 施設型給付を受ける幼稚園

施設型給付を受ける幼稚園

1 普慈幼稚園 2 九里幼稚園



預ける



預ける

●毎日子どもを預けたい場合

毎日お子さんを預けることができる施設は次のとおりです。保育所、認定こども園、幼稚園等への入所を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付」の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定を受けて利用する施設	教育・保育給付認定を受けずに利用できる施設
<ul style="list-style-type: none"> ○保育所 (P32~34) ○認定こども園 (P35~36) ○小規模保育事業所 (P36) ○施設型給付を受ける幼稚園 (P37) 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業主導型保育事業所 (P38) ○認可外保育施設 (P38)

預ける



広告

米沢市で唯一朝7時から開所しています
朝の忙しいお父さん、お母さんの味方です。

認可保育所 **みどり乳児園**

ホームページやブログで保育の様子をご覧くださいませ。

米沢市塩井町塩野1480-30
TEL(0238)22-6679

↑ ホームページ ↑ みどり乳児園ブログ

中央保育園

社会福祉法人 **米沢中央保育園**

米沢市桜木町1-75
TEL/FAX 0238(23)5470
<https://www.y-chuohoikuen.jp>

◆ 教育・保育給付認定

年齢と保育の必要性の有無によって3つの認定区分があります。
教育・保育給付認定を受けて利用する施設の3歳児(1号認定は満3歳)～5歳児の保育料は無償となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(約4時間)	施設型給付を受ける幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間)	保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間(8時間)	小規模保育事業所

◆ 施設等利用給付認定(一時的に子どもを預けたい場合を含む)

認定こども園や幼稚園の預かり保育事業、教育・保育給付認定を受けずに利用できる施設の保育料なども、以下の認定を受けた場合は無償化の対象となります。
幼児教育・保育の無償化の概要はP46～47をご覧ください。

認定区分	年齢・支給要件	保育の必要性	対象施設等
新1号認定	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども	あり	・各幼稚園、認定こども園の預かり保育事業利用者
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども	あり	・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

預ける

広 告

**学校法人
興譲学園**

米沢こども園

幼保連携型
認定こども園

完全給食 預かり保育あり

生後6ヶ月より入園可

0～2歳よりお預かり

日産からの音楽教室
くぼたのうけん



小規模保育事業所
さくら保育園

☎40-1187

☎23-2134

米沢市中央三丁目 6-45

いきいきと すこやかに そして いつくしみ

興道東部保育園
米沢市下花沢3-10-9
TEL0238-23-6624



社会福祉法人
米沢仏教興道会

幼保連携型認定こども園
興道こども園どんぐり
米沢市直江町4-100
TEL0238-24-8558

興道南部保育園
米沢市本町1-1-84
TEL0238-21-3756

興道北部保育園
米沢市場井町塩野1476-1
TEL0238-21-5070

プチハウス
米沢市徳町1-38-1
TEL0238-26-6565

◆ 保育の必要性の認定(保育の必要性あり)

保育の必要性の認定を受けることができるのは、保護者のいずれもが次の事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。2・3号認定で施設を利用する場合は、保育を必要とする事由により、保育標準時間認定(11時間の利用)または保育短時間認定(8時間の利用)になります。

預ける

	事由	内容	保育の必要量
1	就労	1か月に48時間以上就労している場合 ※自営業、農業、夜間勤務、内職を含む	月120時間以上 保育標準時間認定 月120時間未満 保育短時間認定 ※原則
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もなく、兄弟の保育ができない場合	保育標準時間認定
3	疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合	保育標準時間認定
4	介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護又は看護している場合	保育標準時間認定
5	災害復旧	火災、風水害、震災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間認定
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っている場合	保育短時間認定
7	就学	学校または職業訓練校に就学している場合	就労に準じる
8	育児休業	既に施設を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合 ※育児休業事由での新規入所はできません。	保育短時間認定
9	その他	上記の1～8に類するものと認められる場合	

*事由により、認定期間が限定され、利用も認定期間内となります。

*育児休業取得中の場合又は就労開始予定の場合は、入所月の翌月15日までに就労を開始する必要があります。

*給付認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請をしてください。変更申請受理日が20日(閉庁日の場合は前閉庁日)までのものは翌月からの変更になります。

広 告

NPO法人森の子会

森の子園保育所

〒992-1127
米沢市万世町牛森4172-6

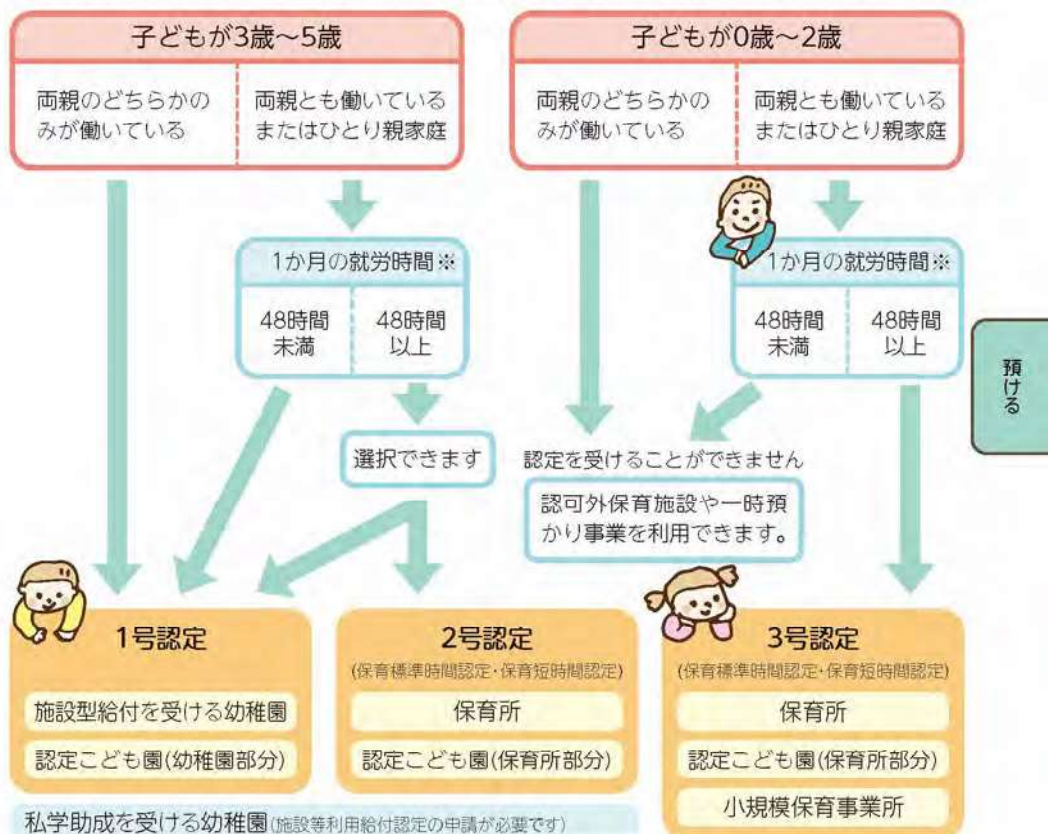
TEL0238-28-3715
FAX0238-28-3718

<https://morinoko-hoikusyo.com/>

●元気な子ども ●考える子ども
●仲よく遊ぶ子ども ●自立できる子ども



◆ 教育・保育給付認定区分フローチャート(保護者の就労を例にした場合)



※「就労時間」は休憩時間を含みます

広告

しつけ
躾・遊び・教育を!!
 社会福祉法人 ましみず会
塩井保育園
 米沢市塩井町塩野2081-6 ☎ 0238-21-1225
<http://shioi-hoikuen.jp/>

●教育・保育給付認定を受けて利用する施設

保育所

申・問 子育て支援課 支援担当 TEL.22-5111(代)

保護者が就労や病気などの理由で日中にお子さんを保育できないときに保護者に代わってお子さん
さんを保育する施設です。利用を希望する場合はお住まいの市町村に申し込んでください。
この他、子育て支援センターについてはP49～53、一時的に子どもを預ける施設(一時預かり、
病児保育、休日保育、ファミリー・サポート・センター)についてはP39～42をご覧ください。

◆保育所一覧

令和6年4月現在

預ける

施設名	設置法人	住所・電話番号	定員	受入年齢	開所時間
西部乳児園	社会福祉法人法音会	御廟2丁目3-17 ☎21-0426	50	2か月 ～ 2歳児	7:20～19:00
プチハウス	社会福祉法人米沢仏教興道会	徳町1番38-1 ☎26-6565	50		7:15～19:15
みどり乳児園	有限会社幸望いのうえ	塩井町塩野1480-30 ☎22-6679	30		7:00～19:00
松ヶ岬保育園	社会福祉法人照護会	西大通1丁目6-56 ☎21-0349	80	2か月 ～ 就学前	7:20～19:20
明星保育園	社会福祉法人米沢明星会	門東町3丁目2-27 ☎22-2260	120		7:15～19:15
山上保育園	社会福祉法人山上保育園	通町4丁目11-20 ☎23-3416	110		7:15～19:15

広 告

学校法人 法音学園
幼保連携型認定こども園
米沢西部こども園
(旧:米沢西部幼稚園)

- ◎ 明るい園舎 広い園庭・駐車場
- ◎ 0歳から就学までの教育・保育

米沢市御廟2丁目3-8
TEL0238-21-6010
seiyu@houon.org

ひかり あかるく
つよいこ よいこ



社会福祉法人 法音会
西部乳児園

- ◎ 3歳未満児だけの保育園です
- ◎ 家庭的な雰囲気大切にしています

※子育て支援センター「つむぎ」を併設しています

米沢市御廟2丁目3-17
TEL0238-21-0426
seinyu@houon.org

施設名	設置法人	住所・電話番号	定員	受入年齢	開所時間
興道東部保育園	社会福祉法人米沢仏教興道会	下花沢3丁目10-9 ☎23-6624	100	2か月 ～ 就学前	7:15～19:15
興道南部保育園	社会福祉法人米沢仏教興道会	本町1丁目1-84 ☎21-3756	90		7:15～19:15
興道北部保育園	社会福祉法人米沢仏教興道会	塩井町塩野1476-1 ☎21-5070	120		7:15～19:15
米沢中央保育園	社会福祉法人米沢中央保育園	桜木町1-75 ☎23-5470	100		7:15～19:15
塩井保育園	社会福祉法人ましみず会	塩井町塩野2081-6 ☎21-1225	80		7:20～19:20
森の子園保育所	NPO法人森の子会	万世町牛森4172-6 ☎28-3715	60		7:30～19:00
そらいろ保育園	社会福祉法人照護会	万世町片子343 ☎40-0280	110		7:20～19:20
公立 緑ヶ丘保育園	米沢市	矢来1丁目3-75 ☎23-1867	60		7:30～19:00
公立 吾妻保育園	米沢市	太田町4丁目1-151 ☎38-4402	60		7:30～19:00

預ける

広 告



社会福祉法人 米沢明星会
明星保育園
〒992-0039
山形県米沢市門東町 3-2-27
☎ 0238-22-2260
FAX 0238-24-9360
<http://www.myojo-hoikuen.com/>

◆ 教育・保育給付認定、保育時間

2号または3号認定(保育の必要性の認定P30参照)を受けることが必要です。8時間または11時間の保育が基本となります。

◆ 延長保育

認定を受けた保育時間(8時間または11時間)を超えて保育が必要な場合、施設の開所時間の範囲内で預けることができます。利用時は施設が定めた料金が発生します。

◆ 保育料

0歳児クラスから2歳児クラスの保育料は、保護者の市民税額により決定した金額を市に納入していただきます。保育標準時間認定と保育短時間認定では保育料が異なります。3歳児クラスから5歳児クラスの保育料は無償となりますが、給食費を施設にお支払いいただきます(免除対象者を除く)。(P43～45参照)

◆ 休園日

日曜日と祝日(振替休日)及び年末年始の12月29日～1月3日です。

◆ 障がい児保育

集団保育が可能な障がいのあるお子さんを受け入れています。子育て支援課の窓口にご相談してください。

◆ 広域入所(他市町村の保育所への入所)

米沢市にお住まいの方で市外の保育所に入所を希望する場合(里帰り出産を含む)は、子育て支援課窓口にて教育・保育給付認定及び利用の申込みをしてください。その後、子育て支援課から施設のある市町村に利用の依頼を行います。また、米沢市以外に住民票がある方で米沢市内の保育所に入所を希望する場合は、住民票のある市町村の窓口へ申込みください。

◆ 申込み時期

4月からの入所を希望する場合は、その前年10月頃からの一斉申込み期間内に申込みを行ってください。5月以降の年度途中からの入所を希望する場合は、入所希望月の前々月が申込み期間です。申込先は、原則としてお住まいの市町村です。

広 告

主体性と思いやりを育む保育



社会福祉法人 照護会
松ヶ岬保育園

- ・ 保育時間 / 7:20～19:20(延長保育含む)
- ・ 子育て支援センター「びっころ」併設

米沢市西大通1丁目6-56 ☎0238-21-0349

主体性と思いやりを育む保育



社会福祉法人 照護会
そらいろ保育園

- ・ 保育時間 / 7:20～19:20(延長保育含む)
- ・ 子育て支援センター「るけっと」併設

米沢市万世町片子343 ☎0238-40-0280

認定こども園

問 各施設または子育て支援課支援担当

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。

認定こども園一覧

令和6年4月現在

施設名	設置法人	住所・電話番号	受入年齢		定員	開所時間
かしのみ幼稚園	学校法人 城南学園	城南5丁目1-1 ☎21-0205	幼稚園的利用	満3歳～就学前	20	7:15～
			保育所的利用	2か月～就学前	130	19:00
幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	学校法人 松原学園	大字三沢26090 ☎22-7541	幼稚園的利用	満3歳～就学前	35	7:15～
			保育所的利用	2か月～就学前	130	19:15
米沢西部こども園	学校法人 法音学園	御廟2丁目3-8 ☎21-6010	幼稚園的利用	満3歳～就学前	24	7:20～
			保育所的利用	2か月～就学前	158	19:00
米沢こども園	学校法人 興譲学園	中央3丁目6-45 ☎23-2134	幼稚園的利用	満3歳～就学前	25	7:30～
			保育所的利用	6か月～就学前	70	19:00
戸塚山こども園	学校法人 音羽学園	大字上新田2008 ☎37-2419	幼稚園的利用	満3歳～就学前	15	7:15～
			保育所的利用	2か月～就学前	90	19:15
米沢中央幼稚園	学校法人 椎野学園	中央7丁目5-70-5 ☎23-2569	幼稚園的利用	満3歳～就学前	45	7:30～
			保育所的利用	満3歳～就学前	75	19:00
興道こども園どんぐり	社会福祉法人 米沢仏教興道会	直江町4-100 ☎24-8558	幼稚園的利用	満3歳～就学前	15	7:15～
			保育所的利用	2か月～就学前	65	19:15

預ける

教育・保育給付認定、保育時間

- 幼稚園的利用 1号認定を受けることが必要です。保育時間は4時間が基本となります。
- 保育所的利用 2号または3号認定(保育の必要性の認定P30参照)を受けることが必要です。8時間または11時間の保育が基本となります。

延長保育

認定を受けた保育時間(8時間または11時間)を超えて保育が必要な場合、2・3号認定(保育所の利用)のお子さんを対象に、施設の開所時間の範囲内で預けることができます。利用時は施設が定めた料金が発生します。

預かり保育事業

1号認定(幼稚園的利用)のお子さんを対象に、教育時間を超えて利用する場合や、休日・夏休み等の休業日に利用する場合、施設の開所時間の範囲内で預けることができます。利用時は施設が定めた料金が発生します。(料金は無償化の対象になる場合がありますので、P46～47を参照してください。)

広告

生後2か月からの受け入れが可能です

～未就園児対象の子育て支援事業「にこちゃん広場」にも遊びに来てね!～

幼保連携型認定こども園



**学校法人
松原学園**

ひばりが丘幼稚園

米沢市大字三沢字白旗巻26090 **TEL.0238-22-7541**

<http://www.hibarigaoka-kindergarten.com/>



◆ 保育料

3号認定の0歳児から2歳児までは、保護者の市民税額により決定した金額を、利用している園にお支払いいただきます。1号認定は満3歳、2号認定は3歳児からそれぞれ5歳児までの保育料が無償となります。(P43～45参照)

保育料以外の給食費、通園バス費などについては、施設に直接お問い合わせください。

◆ 申込み時期

幼稚園の利用を希望する場合は、随時希望する認定こども園に申込みください。

保育所の利用を希望する場合は、保育所の申込みと同じです。(P34参照)

小規模保育事業所

問 各施設または、子育て支援課支援担当

小規模保育事業所とは、市町村が認可する事業で、0歳～2歳児を対象とした定員6～19人の施設です。

◆ 小規模保育事業所一覧

令和6年4月現在

預ける

施設名	設置法人	住所・電話番号	受入年齢	定員	開所時間
さくら保育園	学校法人興譲学園	中央3丁目8-24 ☎40-1187	6か月～2歳児	19	7:30～19:00
あゆみ園	NPO法人あゆみやまびこ共に育つ会	大町1丁目4-11 ☎23-9604	2か月～2歳児	16	7:20～19:20

◆ 教育・保育給付認定、保育時間

3号認定(保育の必要性の認定P30参照)を受けることが必要です。8時間または11時間の保育が基本となります。

◆ 延長保育

認定を受けた保育時間(8時間または11時間)を超えて保育が必要な場合、施設の開所時間の範囲内で預けることができます。利用時は施設が定めた料金が発生します。

◆ 保育料

保護者の市民税額により決定した金額を、利用している小規模保育事業所へお支払いいただきます。保育標準時間認定と保育短時間認定では保育料が異なります。(P43～45参照)

◆ 申込み時期

保育所の申込みと同じです。(P34参照)

— 広 告 —

～ あそびがいっぱい かがやくひとみ ～

幼保 学校法人 音羽学園

戸塚山こども園

生後2ヶ月から入園可

米沢市大字上新田字松原台2008番地 **TEL.0238-37-2419**

<http://totukayama.otowagakuen.com>



施設型給付を受ける幼稚園

申・問 各幼稚園

学校教育法で定められた「教育施設」で、子どもが初めて出会う「学校」です。

◆ 幼稚園一覧

令和6年4月現在

施設名	設置法人	住所	電話番号	受入年齢	定員
普慈幼稚園	学校法人巨溪学園	下花沢3丁目4-30	☎21-0212	満3歳から 就学前	60
九里幼稚園	学校法人九里学園	門東町1丁目1-18	☎23-9261		60

◆ 教育・保育給付認定、保育時間

1号認定を受けることが必要です。保育時間は4時間が基本となります。

◆ 預かり保育事業

1号認定(幼稚園的利用)のお子さんを対象に、教育時間を超えて利用する場合や、休日・夏休み等の休業日に利用する場合、施設の開所時間の範囲内でお預かりすることができます。利用時は施設が定めた料金が発生します。(料金は無償化の対象となる場合がありますので、P46~47を参照してください。)

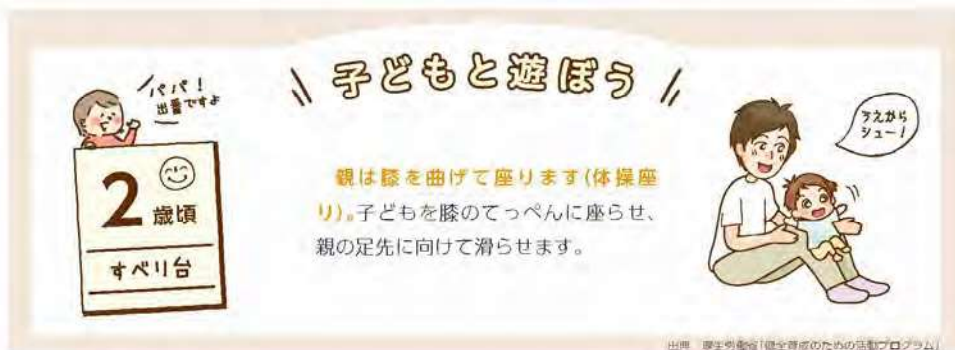
◆ 保育料

保育料は無償です。(P43~44参照) 保育料以外の給食費、通園バス費等については、各園に直接お問い合わせください。

◆ 申込み時期

随時希望する園に申込みを行ってください。利用申込と教育・保育給付認定の申請を同時に行うことができます。

預ける



●教育・保育給付認定を受けずに利用できる施設

企業主導型保育事業所

申・問 各企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業所とは、従業員等の仕事と子育てとの両立に資するため、企業等が自ら保育サービスの提供を行う施設です。従業員等のお子さんのほか、地域枠を設け、従業員以外のお子さんの受入れを実施する企業主導型保育事業所もあります。

◆地域枠のある事業所一覧

令和6年4月現在

施設名	定員	住所	電話番号	対象年齢
キッズピーパル	30	中田町760-2	37-4300	2か月～2歳児

※キッズピーパルは一時預かりも実施しております。詳しくは当園HPにてご確認ください。

預ける

認可外保育施設

申・問 各認可外保育施設

認可外保育施設は、園ごとに独自の保育方針を持って保育を行っています。入所の条件はなく、保育を必要とする事由に該当しない場合でも利用できます。

◆認可外保育施設一覧

令和6年4月現在

施設名	定員	住所	電話番号	対象年齢
おのがわ保育園ドレミ館	30	小野川町1770-1	32-2729	2か月～就学前
やまびこ園	36	大字口田沢3216	31-2620	6か月～就学前
おひさまえん	20	直江町4-14	24-6187	1歳児～就学前
青空保育たけの子	16	大字上新田1166	070-1143-1166	6か月～就学前

広 告

協同組合/米沢総合卸売センター 企業主導型保育園



キッズピーパル



当園HP



卸売団地以外にお勤めの方でもどなたでも利用OK!
利用しやすい保育料

自園給食

手作りのあたたかい給食で
栄養バランスばっちり♪

米沢市中田町760-2

☎0238-37-4300

手ぶら登園



手ぶら登園[®]を導入しています

●一時的に子どもを預けたい場合

一時預かり事業

申・問 各保育所

保護者の就労や通院、冠婚葬祭への出席などで、家庭での保育が一時的に困難になる場合に利用できます。保護者の状況により、次の3種類に分けられます。

- (1)非定型的保育…保護者の労働、職業訓練、就学などの場合。(受入期間:週3日)
- (2)緊急保育…保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない理由がある場合。(受入期間:月14日)
- (3)私的利用による保育…保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消する場合。(受入期間:週2日)

◆対象児童

米沢市内に住む、おおむね1歳から小学校入学前までの児童(明星保育園は6か月～)

預ける

◆実施している保育所

明星保育園 門東町3丁目2-27 TEL:22-2260 FAX:24-9360
興道北部保育園 塩井町塩野1476-1 TEL:21-5070 FAX:21-5128
そらいる保育園 万世町片子343 TEL:40-0280 FAX:40-0290

◆実施日・保育時間

月曜日から金曜日 8:30～17:00(1日8時間以内、半日4時間以内)

※保育所が開所している日のみ利用できます。

◆料金

年齢(※)	一日	半日(午前)	半日(午後)
3歳未満児	3,000円	1,800円	1,500円
3歳以上児	2,000円	1,300円	1,000円

※4月1日時点の満年齢

▼料金は、その月の最終利用日までお支払いください。

▼教育・保育施設等を利用しておらず、保育の必要性の認定を受けたお子さんは無償化の対象となる場合があります。(P46～47参照)

◆利用手続き

- ・利用希望日の1週間前までに申請書などの書類に必要事項を記入し、保育所に直接申請してください。(緊急保育を除く)
- ・申請時には母子健康手帳、健康保険証を必ず持参してください。
- ・アレルギーがあるお子さんは、必ず申請時に申し出てください。

病児保育事業

申・問 各病児保育室

お子さんが病気で保育園や学校などをお休みしなければならないときに、保護者が仕事などの都合で家庭での保育ができない場合に、保育園に併設された専用スペースで一時的に保育するものです。利用時はかかりつけ医を受診し、当面、症状の急変が認められないことを連絡票に記載していただいたうえでご利用いただきます。

◆ 対象児童

生後6か月から小学3年生までの児童

◆ 実施している保育所

興道南部保育園	病児保育室「りんごのへや」	本町1丁目1-84	TEL:21-3756
塩井保育園	病児保育室「すまいる」	塩井町塩野2081-6	TEL:21-1225

◆ 保育時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

土日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。その他、保育園の行事などにより利用できない場合がありますので事前にご確認ください。

◆ 料金

1日2,000円(5時間まで1,000円)

食事代250円/回(ミルクやお弁当を持参する場合は不要)

お帰りの際、直接病児保育室にお支払いください。

教育・保育施設等を利用しておらず、保育の必要性の認定を受けたお子さんは無償化の対象となる場合があります。(P46～47参照)

◆ 利用手続き

① 事前登録が必要です。(年度ごとの登録制です。)

- ・「米沢市病児保育事業利用登録書」に必要事項を記入いただき、病児保育室または子育て支援課へ提出してください。
- ・登録時は、母子手帳、お子さんの健康保険証を持参してください。

② 利用が必要になった時

- ・直接、利用したい病児保育室に連絡し予約をしてください。(病気の症状や定員の関係で、利用できない場合もありますので、必ず事前に確認をお願いします。)
- ・医療機関(かかりつけ医)を受診してください。
→病児保育を利用する旨を主治医にお話しいただき、「病児保育事業利用連絡票」の主治医確認欄に記入してもらう必要があります。

③ 利用時

- ・予約した日時に、「病児保育事業利用連絡票」と「同意書」を持って病児保育室にお越しください。
- ・その他の持ち物は、予約時に確認してください。
- ・キャンセルする場合は、当日の8:00から9:00までの間に連絡をお願いします。
連絡がない場合、キャンセル料(500円)をいただきますのでご注意ください。

※病状によっては、時間内でもお迎えをお願いすることがあります。

④ その他

- ・登録書、利用連絡票などの書類は、子育て支援課または病児保育室でお受け取りいただくか、米沢市のホームページからダウンロードしてください。
- ・アレルギー食は提供できない場合がありますので、事前にご確認ください。

預ける

休日保育

申・問 興道北部保育園 TEL.21-5070

日曜・祝日に保護者が就労などで家庭での保育が難しい場合に利用できます。

◆ 対象児童

米沢市内に住み、原則として保育所、認定こども園(保育認定のみ)または小規模保育事業所を利用しており、日曜・祝日に常態的に保育を必要とする、おおむね1歳6か月から就学前のお子さんです。

◆ 実施している保育所

興道北部保育園 塩井町塩野1476-1
TEL:21-5070 FAX:21-5128

◆ 保育時間

8:00~18:00

◆ 料金

保育所に直接お問い合わせください。

◆ 利用手続き

- ・登録制となっておりますので、利用を希望される方は、事前に保育園にお申し込みください。
- ・登録受付は月曜日から金曜日の8:30から17:00までです。
- ・必要書類を記入します。(母子手帳を必ず持参してください。)
- ・簡単な面接があります。
- ※状況によっては、利用できない場合もあります。

預ける

米沢市ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしたい人と、子育てのお手伝いをしてほしい人が会員になり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織です。

◆ 会員

利用会員	子育てのお手伝いをしてほしい人 ○市内に居住するおおむね生後3か月から中学3年生までのお子さんの保護者 *専業主婦から働く方までご利用になれます。
協力会員	子育てのお手伝いをしたい人 ○市内に居住する心身ともに健康でお子さんが好きな人 *資格・年齢・性別を問わず、どなたでも登録できます。
両方会員	利用会員と協力会員を兼ねた会員

◆ 入会・利用するには

- ①会員登録が必要です。*入会金はありません。
- ②サポートを依頼する協力会員と事前打ち合わせを行います。
- ③実際に利用するには、センターへ電話でサポートの依頼をします。

◆ サポート内容

区分	主なサポート内容
一般のサポート	○協力会員の自宅等での預かり ○保育所、幼稚園、学童クラブ、習い事などの送迎 *食事などは、事前の相談が必要です。(実費は、利用会員負担)
病児・病後児のサポート	○具合の悪いお子さん(病児・病後児)の預かり *具合の悪いお子さんの預かりは、次の点に注意してください。 ・あらかじめ医療機関を受診することが原則です。(協力会員に医療機関への受診を依頼することもできます) ・協力会員1人につき、お子さん1人の預かりに限ります。

◆ 利用料金

サポート活動は、有償ボランティアです。サポート終了後、利用会員が協力会員に直接支払います。

区分	時間帯	お子さん1人につき 1時間当たりの料金
一般のサポート	昼 間 7:00~19:00	600円
	早 朝 朝は6:00から 夜 間 夜は22:00まで	700円
	土・日・祝日 6:00~22:00	700円
病児・病後児のサポート	昼 間 7:00~19:00	700円
	早 朝 朝は6:00から 夜 間 夜は22:00まで	800円
	土・日・祝日 6:00~22:00	800円

預ける

※協力・両方会員の自家用車を使用した送迎サポート及び送迎を含むサポートの報酬額は、上記基準額に100円を加算した額を基準額とします。

※きょうだいで預ける場合は、2人目から半額となります。

※サポート活動が1時間に満たない場合は、1時間の活動時間とみなして料金をいただきます。

※サポートの活動時間が1時間を超えた場合で、その時間に1時間未満の端数がある場合は、次のような取扱いとなります。

・端数が30分以上の場合:その端数分を1時間とみなして料金計算します。

・端数が30分未満の場合:その端数分を0.5時間とみなして料金計算します。

※教育・保育施設等を利用しておらず、保育の必要性の認定を受けたお子さんは無償化の対象となる場合があります。(P46~47参照)

◆ 申込み・問合せ

米沢市ファミリー・サポート・センター

徳町1番38-1 プチハウス2階 TEL:24-6464

開所時間 月~土曜日 8:30~17:30

閉所日 日曜・祝日・第2及び第3土曜日・盆休み(8月13日~16日)・年末年始(12月29日~1月3日)

Eメール famisapo@yb-koudou.jp

ホームページも
ご覧ください



◎夜間などに子どもを預けたい場合

ショートステイ(短期預かり) (申・問 こども家庭課 企画担当 TEL.24-8181代)

保護者の病気や育児疲れ、出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張などで数日間にわたってお子さんの保育ができないとき、宿泊を含めて児童養護施設にお子さんを預けることができます。利用期間は、1回につき7日までで、年間30日以内です。

◆ 利用できる年齢

3歳~小学校6年生のお子さん

◆ 料金(1日あたり)

市民税課税世帯 4,650円(3,250円)

市民税非課税世帯 1,840円(0円)

生活保護世帯 0円

※()内はひとり親家庭の料金

トワイライトステイ(夜間預かり) (申・問) こども家庭課 企画担当 TEL.24-8181(代)

保護者が仕事等により、夜間不在になるとき、17:00から21:00まで、児童養護施設でお子さんを預かり、生活指導や夕食の提供などを行います。利用期間は、年間30日以内です。

◆ **利用できる子ども**

小学生

◆ **料金(1日あたり)**

市民税課税世帯 900円(640円)
市民税非課税世帯 520円(0円)
生活保護世帯 0円
※()内はひとり親家庭の料金

米沢市特定教育・保育施設保育料 (問) 子育て支援課 支援担当 TEL.22-5111(代)

◆ **保育料について**

保育料の階層は、保護者の市町村民税所得割額の合計で決まります。毎年9月が保育料の切り替え時期となり、4月から8月までは前年度、9月から3月までは当該年度の税額で算定します。税額を計算するときには、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除など(調整控除以外)の控除は適用になりません。

預ける

P44～45の保育料月額表中※1～3について

※1 **ひとり親世帯等の該当**

ひとり親世帯や身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金などの受給者を有する世帯です。

※2※3 **第2子・第3子の該当**

○1号認定 所得割額77,100円を基準に数え方が異なります。

【77,100円以下の世帯】

同一生計の最も年長のお子さんから数えて2番目・3番目のお子さん

【77,101円以上の世帯】

第2子 同一生計の小学校3年生までのお子さんから数えて2番目のお子さん

(就学前のお子さんの場合は次の施設などを利用するお子さんに限ります)

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業など、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援もしくは居宅訪問型児童発達支援(以下「幼稚園など」)

第3子 同一生計の最も年長のお子さんから数えて3番目のお子さん(米沢市独自軽減)

○2号・3号認定 所得割額57,700円(ひとり親世帯等は77,100円以下)を基準に数え方が異なります。

【57,700円未満(ひとり親世帯等は77,100円以下)の世帯】

同一生計の最も年長のお子さんから数えて2番目・3番目のお子さん

【57,700円以上(ひとり親世帯等は77,101円以上)の世帯】

第2子 同一生計の幼稚園などを利用するお子さんの最も年長の子から数えて2番目のお子さん

第3子 同一生計の最も年長のお子さんから数えて3番目のお子さん(米沢市独自軽減)

◆ 1号認定

※令和5年度版(最新版は子育て支援課にお問い合わせください。)

預ける

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位:円 満3歳以上		
		第1子	第2子※2	第3子以降※3
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
B	市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等※1)	0	0	0
	市民税所得割非課税世帯 (上記以外の世帯)	0	0	0
市民税所得割課税世帯				
D1	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (ひとり親世帯等※1)	0	0	0
	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯 (上記以外の世帯)	0	0	D1階層 77,100円以下まで 同一生計の最も年長の 子どもから数えて3番 目以降の場合に適用
D2	77,101円以上～ 211,200円以下	0	0	D2階層 77,101円以上から 同一生計の最も年長の 子どもから数えて3番 目以降の場合に適用
D3	211,201円以上	0	0	

※保育料とは別に、通園バス費、施設設備費、給食費など、各施設で設定する費用があります。

※上表の 部分は副食費が免除される範囲です。

◆ 2・3号認定

※令和5年度版(最新版は子育て支援課にお問い合わせください。)

児童の属する世帯の 階層区分		保育料(月額) 単位:円 上段は【標準時間】、下段の()内は【短時間】の金額です。					
		3歳未満			3歳以上		
		第1子	第2子 ※2	第3子以降 ※3	第1子	第2子 ※2	第3子以降 ※3
A	生活保護世帯	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間
		0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
B	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等※1)	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間
		0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
B	市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間	標準時間
		0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位:円 上段は【標準時間】、下段の()内は【短時間】の金額です。					
		3歳未満			3歳以上		
		第1子	第2子 ※2	第3子以降 ※3	第1子	第2子 ※2	第3子以降 ※3
市民税課税世帯							
C	市民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等※1)	2,750 (2,500)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市民税所得割課税額 48,600円未満 (上記以外の世帯)	5,750 (5,350)	2,870 (2,670)	D1階層 57,700円 未満まで	0 (0)	0 (0)	D1階層 57,700円 未満まで
D1	48,600円以上～ 75,000円未満 (ひとり親世帯等※1)	4,500 (4,500)	0 (0)	同一生計の 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用	0 (0)	0 (0)	同一生計の 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用
	48,600円以上～ 57,700円未満 (上記以外の世帯)	6,000 (5,600)	3,000 (2,800)		0 (0)	0 (0)	
	57,700円以上～ 75,000円未満 (上記以外の世帯)	6,000 (5,600)	3,000 (2,800)		0 (0)	0 (0)	
D2-1	75,000円以上～ 77,100円以下 (ひとり親世帯等※1)	4,500 (4,500)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
D2-2	75,000円以上～ 77,100円以下 (上記以外の世帯)	11,000 (10,400)	5,500 (5,200)		D1階層 57,700円 以上から	0 (0)	
D3	77,101円以上～ 97,000円未満			同一生計の 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用		0 (0)	0 (0)
D4	97,000円以上～ 130,000円未満	35,000 (34,000)	17,500 (17,000)	同一生計の 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用	0 (0)	0 (0)	同一生計の 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用
D5	130,000円以上～ 169,000円未満	39,500 (38,300)	19,750 (19,150)		0 (0)	0 (0)	
D6	169,000円以上～ 265,000円未満	47,500 (46,100)	23,750 (23,050)		0 (0)	0 (0)	
D7	265,000円以上～ 301,000円未満	49,000 (47,500)	24,500 (23,750)		0 (0)	0 (0)	
D8	301,000円以上～ 397,000円未満	56,000 (54,300)	28,000 (27,150)		0 (0)	0 (0)	
	397,000円以上	58,000 (56,300)	29,000 (28,150)		0 (0)	0 (0)	

預ける

※上表の 部分は副食費が免除される範囲です。

※山形県と米沢市が連携して、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児を対象に、C～D2-2階層の保育料を上記のとおり軽減しています。(令和6年度まで実施予定)

幼児教育・保育の無償化の概要

問 子育て支援課 支援担当 TEL.22-5111(代)

無償となる内容は、お子さんの年齢や利用している施設によって異なります。(「クラス」は4月1日時点での年齢をいいます。)

保育料・預かり保育料の無償化対象者と無償化額

		0歳児クラス ～2歳児クラス	満3歳児	3歳児クラス ～5歳児クラス
預ける	グループA 保育所 認定こども園(保育認定) 小規模保育事業所	住民税非課税世帯 の子ども(全額)	—	全ての子ども (全額)
	グループB 認定こども園 (教育認定) 施設型給付を受ける 幼稚園	教育 時間	—	全ての子ども (全額)
		預かり 保育	—	保育の必要性がある 住民税非課税世帯 の子ども (日額上限450円 月額上限16,300円)
	グループC 私学助成を受ける 幼稚園 (教育時間は保育料 と入園料が対象)	教育 時間	—	全ての子ども (月額上限 25,700円)
預かり 保育		—	保育の必要性がある 住民税非課税世帯 の子ども (日額上限450円 月額上限16,300円)	
グループD 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート・センター事業		保育の必要性がある 住民税非課税世帯 の子ども (月額上限42,000円)	—	保育の必要性がある 子ども (月額上限37,000円)

※住民税非課税世帯とは、給付認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限り)が市民税非課税の場合をいいます。

※延長保育料、食材料費、通園送迎費、送迎費、行事費などは無償化対象外です。

※児童センター利用者で、保育の必要性の認定を受けたお子さんは、グループDの対象となります。

◆ 副食費について

グループA グループB グループC

3歳児(グループB・グループCは満3歳)から5歳児の副食費については、施設が設定する料金を直接施設にお支払いいただきます。

ただし、次の①～③に該当する場合は、副食費の支払いが免除(グループCは補助)されます。

- ①年収360万円未満相当世帯のお子さん
- ②就学前の最も年長のお子さん(グループB・グループCは小学校3年生)から数えて第3子以降のお子さん
- ③ ①、②以外の方で同一世帯の最も年長のお子さんから数えて第3子以降のお子さん

◆ 預かり保育料について

グループB グループC

新2号・新3号認定(P29参照)を受けて、預かり保育を利用した場合対象となります。認定こども園や幼稚園に預かり保育料をお支払いいただき、後から施設等利用費(保育料相当分)を支給します。(算定のイメージ)

	①預かり保育料	②利用日数	③上限額 (450円×②利用日数)	無償化対象 (支給限度額) ①と③を比べて低い方	実費負担額
Aさん	4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
Bさん	9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

グループA グループD

預かり保育はグループB及びCの施設で行う事業のため、グループA及びDは対象となりません。

預ける

◆ グループDの事業の利用について

グループA

グループDとの併用については無償化対象外です。各施設で設定した料金をお支払いください。

グループB グループC

市内の幼稚園及び認定こども園では十分な水準(平日8時間以上及び開所日数200日以上)の預かり保育が提供されているため、グループDとの併用については無償化の対象外です。各施設で設定した料金をお支払いください。

市外のグループB及びCをご利用の方は、市に直接お問い合わせください。

グループD

グループA～Cの施設を利用しておらず、グループDの事業などを利用した場合、上限額までが無償化の対象です。

保育の必要性の認定を受けた	・認可外保育施設利用者	3歳児クラス～5歳児クラス	市町村民税非課税世帯 0歳児クラス～2歳児クラス
		月額上限37,000円まで無償(認可外保育施設保育料を含めた総額の上限額)	月額上限42,000円まで無償(認可外保育施設保育料を含めた総額の上限額)
	・教育・保育施設等を利用していないお子さん	3歳児クラス～5歳児クラス	市町村民税非課税世帯 0歳児クラス～2歳児クラス
		月額上限37,000円まで無償	月額上限42,000円まで無償

保育料段階的負担軽減事業(3歳未満児の保育料の一部補助)

問 子育て支援課 施設担当

山形県と米沢市が連携して、国の保育料無償化の対象にならない0～2歳児の世帯の経済的な負担を軽減するため、保育料の補助を行っています。

補助対象は、認定こども園・幼稚園の2歳児預かり事業を利用している世帯や認可外保育施設、企業主導型保育事業所を利用している世帯です。(保育認定(2・3号認定)を受けて、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所を利用している方の保育料はP43～45を参照してください。)

預ける

◆ 補助対象者

- ①～④のすべてに該当する児童の保護者が対象です。
- ①米沢市に住民登録をしている児童
- ②満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ③保育の必要性があり、認定こども園・幼稚園の2歳児預かり事業、認可外保育施設、企業主導型保育事業所を利用している児童
- ④市民税所得割課税額が97,000円未満の世帯(年収約470万円未満の世帯)に属する児童

◆ 補助金の額と計算方法

対象児童ごとに、次のように計算した額の合計額が補助されます。

対象施設	月額補助基準額 (A)	保育料の対象額 (B)	補助金額
認可外保育施設	42,000円	対象施設に支払う 保育料月額 (送迎費、行事費、食材料 費等は対象外)	AとBを比較して 少ない方の額の 半額×対象月数
幼稚園・認定こども園 (2歳児預かり事業)			
企業主導型保育事業所	37,000円 (0歳児は37,100円)		

